

守口市民体育館指定管理者制度 総合評価(施設所管課による評価)

【評価対象施設】 守口市民体育館  
【指定管理者名】 公益財団法人守口市スポーツ振興事業団  
【評価対象年度】 平成30年度  
【施設所管課名】 市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課

施設のサービス水準の視点 コメント

従来の紙ベースによる意見収集に加えてホームページ上によるアンケート調査で幅広く意見を集約し、その意見要望については概ね適切かつ迅速に対応していることについて評価した。  
施設利用率については、地震や台風等の自然災害により復旧工事のため、臨時休館を余儀なくされたが、これまで同様に高い利用率を維持していた。

収支状況 コメント

収入については、地震や台風等の自然災害により復旧工事のため臨時休館により、自主事業等の臨時休講を余儀なくされ、当初予算に比較して利用料金収入の大幅減となったが、光熱水費については利用料金プランの見直しを図り、委託料や修繕料については施設・備品の軽微な修理や樹木の選定作業をより効率的な手法で行ったことなどにより、多面にわたり経費削減に努めたことを評価した。

市(施設所管課)による総合評価

地震や台風等の自然災害により利用料金収入が減少したなかで、支出を抑制させる努力を行い経費削減に努められた。  
アンケート調査結果からは、利用者満足度については概ね良好な結果を得ている。  
また、施設の老朽化による軽微な修繕や整備については、その都度、適切に対応されている。  
以上の点から、概ね協定書事項等の水準どおり施設運営がされていると判断し、総合評価を「B」とする。

総合評価

B

総合評価区分

- A : 協定事項等を上回る水準で施設運営がされ、大変良好なサービスが提供されている
- B : 概ね協定事項等の水準どおり施設運営がされている
- C : 協定事項等の水準以下であった